

しながわ生活応援事業実施要領

令和8年4月1日
地域振興部長決定

(目的)

第1条 この要領は、しながわ生活応援事業実施要綱（令和8年品川区要綱第号。以下「要綱」という。）の趣旨を踏まえ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（要綱第5条第2号の区長が特に必要と認める者）

第2条 要綱第5条第2号に規定するその他区長が特に必要と認める者とは、基準日において品川区に生活の拠点がある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者の親族等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該加害者と生計を別にしている入所者を含む。）（以下「DV避難者」という。）およびその同伴者であって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの

ア DV避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令または第10条の2に基づく退去等命令をいう。）が出されていること。

イ 婦人相談所により、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている、または婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）により、確認書（婦人相談所により発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成20年1月2日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）および児童以外の者（令和7年度末（令和8年3月31日）時点で満22歳以下の者であって、児童以外のものをいう。以下同じ。））であって、次のアからカまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規

定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。イについて同じ）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定により、入所または入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11号に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または女性相談支援センターに入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

(3) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定により入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られているもの

(4) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定により入所等の措置が採られているもの

(5) 前各号の者に類する者で、官公署等の支援または相談を受けているもの（当該支援等を受けていることについて、官公署等が発行する証明書、確認書等により確認できる者に限る。）

(6) 前各号に掲げる者の同伴者
（カードの別住所への郵送）

第3条 入院、施設入所その他やむを得ない事情で住民登録地においてカードを受領することができない場合は、別の住所へ交付するものとする。

（代理による受領が認められる者）

第4条 要綱第7条第1項第2号の区長が特に認める者とは、対象者による受領が困難な場合であつて、その者を代理人とすることが当該対象者の利益になると認められるときの任意代理として、次の各号に掲げる対象者の状況の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 寝たきり、認知症等であるとき 親類の者等であつて、当該対象者との関係を説明する書類の提示または写しの添付を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの
- (2) 老人福祉施設、児童福祉施設または身体・知的・精神障害者施設に入所しているとき 当該施設の職員に対して口頭で質問する等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの
- (3) 里親制度を利用している里子であつて、里親の住所地に単身世帯として住民登録されているとき 里親であつて、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの
- (4) DV避難者であるとき 民間支援団体の職員であつて、当該対象者との関係を説明する書類または民間支援団体の職員であることを証する書類の提示または写しの添付を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの

2 要綱第7条第1項第3号の別に定める基準に該当するものとは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 留置施設または刑事施設に留置または収容されている未決拘禁者であるとき 弁護士であつて、当該対象者との関係を証する書類の提示を求める等により、その者を当該対象者の代理人とすることが望ましいと区長が認めたもの
 - (2) その他前号に類する者と区長が認めたもの
- 付 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。